

第 35 回納本制度審議会 会次第

- ◇ 日時 令和 3 年 9 月 2 日（木） 14 時開催
- ◇ 形式 Web 会議システムによるリモート開催

会次第

1. 委員の委嘱の報告
2. 納本制度審議会の目的及び構成
3. 代償金部会所属委員の指名の報告
4. 会長の選出
5. 会長の挨拶
6. 会長代理の指名
7. 国立国会図書館長の挨拶
8. 事務局からの報告（令和 2 年度資料収集状況、令和 2 年度出版物納入状況、令和 3 年度代償金予算及び令和 2 年度代償金支出実績、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた方針等）
9. 今後の日程について

第 35 回納本制度審議会配付資料

ページ

(資料 1) 納本制度審議会委員名簿	1
(資料 2) 納本制度審議会の概要	2-4
(資料 3) 国立国会図書館の資料収集状況（令和 2 年度末時点）	5
(資料 4) 資料別納入実績（最近 3 年間）	6
(資料 5) 納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）	7
(資料 6) 有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて	8-9
(参考資料 1) 第 34 回納本制度審議会議事録	10-19
(参考資料 2) 納本制度審議会答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって 補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）概要	20-21
(参考資料 3) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）	22-29
(参考資料 4) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）	30-31
(参考資料 5) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）	32-33
(参考資料 6) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 （平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）	34-35
(参考資料 7) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 （平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）	36-38
(参考資料 8) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 （昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）	39-40

納本制度審議会委員名簿（五十音順）
（令和 3 年 7 月 1 日現在）

委 員	◇	いとう まこと 伊藤 真	弁護士
		うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	◇	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学名誉教授
		えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	◇	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇	おのでら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
		さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
		なかまた あきお 仲俣 暁生	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	◇	ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
		ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	◇	ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
		まるやま まさひろ 丸山 昌宏	一般社団法人日本新聞協会会長
	◇	むらまつ しゅんすけ 村松 俊亮	一般社団法人日本レコード協会会長

（委員 14 名）

（注）◇代償金部会所属委員

納本制度審議会の概要

納本制度審議会は、納本制度等の改善及びその適正な運用に資することを目的とし、前身の納本制度調査会を改組改称して、平成 11 年 4 月に設置された国立国会図書館長の諮問機関である。

○ 所掌事務

審議会の所掌事務は、(1) 館長の諮問に応じ、納本制度等に関する重要事項並びに国立国会図書館法（昭和 25 年法律第 5 号）第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を調査審議すること、(2) 納本制度等に関する重要事項及び代償金等の額に関する事項に関し、館長に意見を述べることである（納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号。以下「規程」という。）第 2 条）。

○ 委員

審議会は、委員 20 名以内で組織される（規程第 3 条）。委員は、館長が学識経験者のうちから委嘱する（規程第 4 条第 1 項）。任期は 2 年である（同条第 2 項）。

○ 会長・会長代理

審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める（規程第 5 条第 1 項）。会長は、会長代理を指名する（規程第 5 条第 3 項）。

○ 専門委員

審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる（規程第 6 条第 1 項）。専門委員は、学識経験者のうちから館長が委嘱する（同条第 2 項）。

○ 代償金部会

審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、代償金等の額に関する事項を担当させるため、代償金部会が置かれる（同規程第 7 条）。

○ 小委員会

会長は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に小委員会を置くことができる（納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会決定）第 10 条第 1 項）。

○ 議事

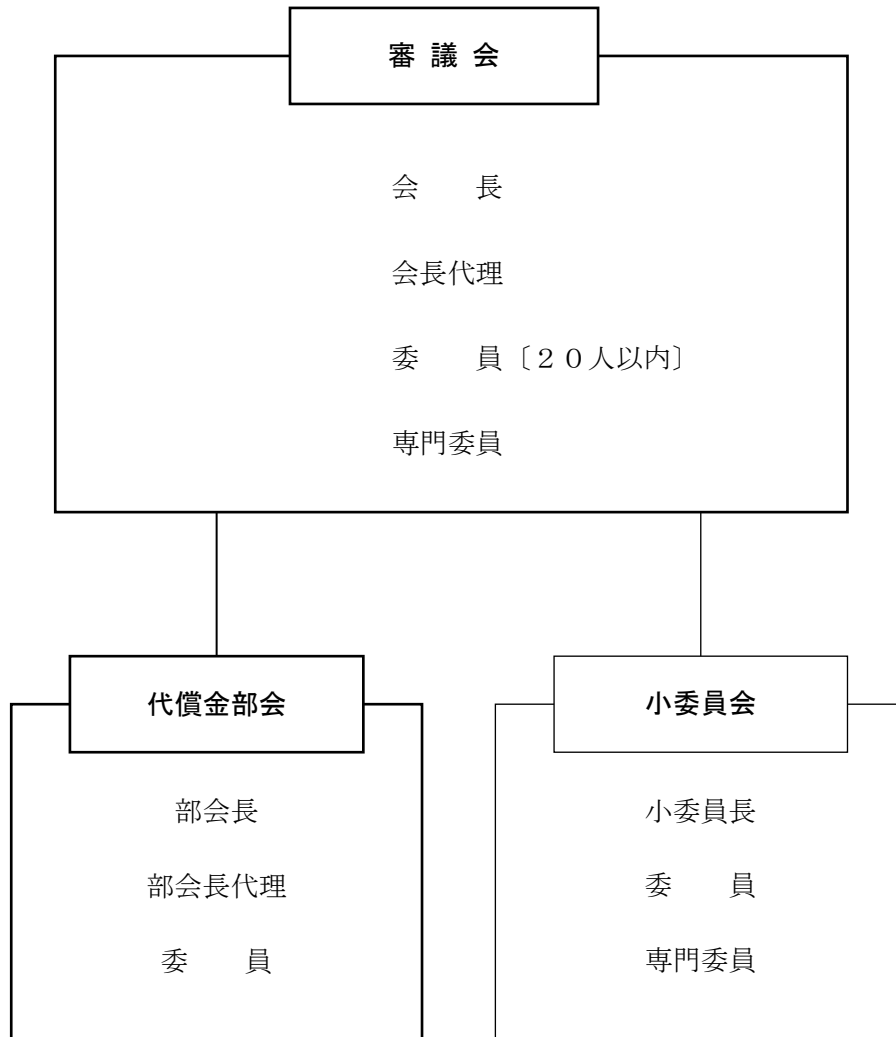
審議会の定足数は過半数である（規程第 9 条第 1 項）。審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる（同条第 2 項）。

○ これまでの答申（全 10 件）

- ・ パッケージ系電子出版物の納入に係る代償金の額について（平成 11 年 7 月 19 日）
- ・ 納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について（平成 12 年 8 月 31 日）
- ・ 小売価格の表示のない図書 1 件の納入に係る代償金額について*（平成 15 年 6 月 30 日）
- ・ 独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について（平成 16 年 2 月 13 日）
- ・ ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について（平成 16 年 12 月 9 日）
- ・ オンライン資料の収集に関する制度の在り方について（平成 22 年 6 月 7 日）
- ・ 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて*（平成 23 年 7 月 29 日）
- ・ （中間答申）オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について（平成 24 年 3 月 6 日）
- ・ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額の決定について*（平成 25 年 7 月 23 日）
- ・ オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について（令和 3 年 3 月 25 日）

*平成 15 年 6 月 30 日の答申、平成 23 年 7 月 29 日の答申及び平成 25 年 7 月 23 日の答申は、いずれも代償金に関するものであり、規程第 8 条及び議事運営規則第 8 条の規定により、代償金部会の議決が審議会の議決とされた。

(参考) 納本制度審議会の構成図



- | | |
|-------|---|
| 審議会 | 納本制度等に関する重要事項並びに国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問に応じて調査審議を行い、又は意見を具申する（納本制度審議会規程第 2 条）。 |
| 代償金部会 | 常設の機関。部会所属委員は館長が指名する。館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を担当する（納本制度審議会規程第 7 条）。 |
| 小委員会 | 審議会の会長が特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときに設置する。小委員会に属すべき審議会委員・専門委員は、会長が指名する（納本制度審議会議事運営規則第 10 条）。 |

国立国会図書館の資料収集状況（令和 2 年度末時点）

（有体物）

図書	雑誌・新聞	その他非図書資料等
約 1,174 万点	約 1,948 万点	約 1,439 万点

（無体物）

インターネット資料 *1 （ウェブサイト）	オンライン資料 *2 （電子書籍・電子雑誌等）
約 1.3 万タイトル 約 20 万件 データ量約 2PB ----- 参考：令和 2 年度の収集点数 新規 597 タイトル 約 2 万件 データ量約 350TB	[民間] 約 83.2 万点 [公的機関] 約 49.5 万点 ----- 参考：令和 2 年度の収集点数 [民間] 約 2.8 万点 [公的機関] 約 5.3 万点

*1 国、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトを制度に基づき収集しているほか、公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント、東日本大震災関連等の民間のウェブサイトを許諾に基づき収集している。

*2 私人がインターネット等で出版した電子書籍・電子雑誌等を制度に基づき収集しているほか、インターネット資料として収集した公的機関等のウェブサイトから、電子書籍・電子雑誌等に相当するものを取り出して収集している。

資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 30 年度	32,735	111,854	144,589
令和元年度	28,836	112,596	141,432
令和 2 年度	31,420	104,265	135,685

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 30 年度	2,287	31,291	33,578
令和元年度	2,578	32,678	35,256
令和 2 年度	2,028	20,550	22,578

*ビデオ・ディスク、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 30 年度	80,411	304,995	385,406
令和元年度	79,388	303,311	382,699
令和 2 年度	83,513	289,067	372,580

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）

単位：円

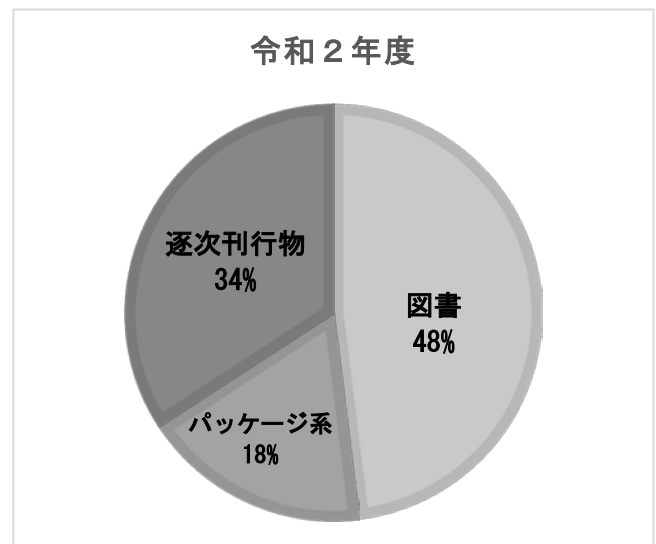
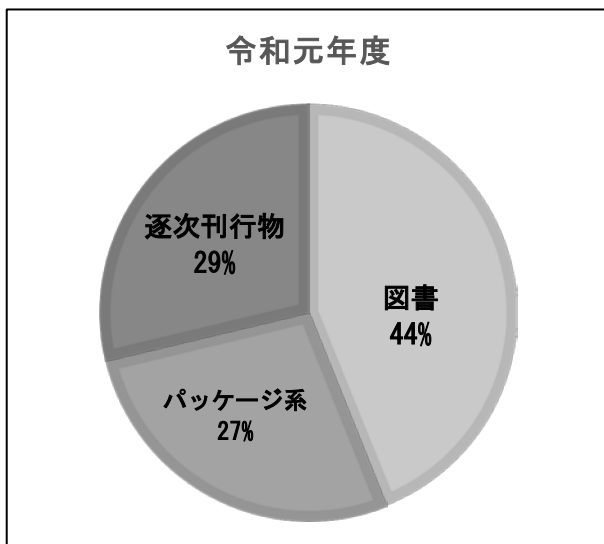
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	390,249,000	390,248,000	390,248,000	393,862,000	397,476,000	397,476,000
支出実績	390,246,792	388,753,724	385,795,780	384,138,589	341,020,291	-

【参考】令和元・2 年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

	令和元年度	令和 2 年度
図書	168,680,933	163,816,677
パッケージ系	105,009,387	60,456,925
逐次刊行物*	110,448,269	116,746,689
計	384,138,589	341,020,291

* 逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。



有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて

1. 方針

国立国会図書館は、平成 25 年 7 月から、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号。以下「館法」という。）に基づき、民間発行のオンライン資料¹を収集している。現在は、無償かつ DRM（技術的制限手段）が付されていないもののみが収集対象である。有償又は DRM が付されたオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、館法及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号。以下「規程」という。）の規定により、当分の間、提供義務が免除されている²。

有償等オンライン資料の収集や補償の在り方については、今般、納本制度審議会から答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）が示された³。

この答申の内容を踏まえ、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて、以下の方針で準備を進めることとする。

(1) 収集

- 館法及び規程の改正により、有償等オンライン資料の提供義務免除の規定を削除する。
- 収集対象を定義するコード（ISBN、ISSN、DOI）⁴及びフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）⁵、提供を求めるメタデータ項目（題名、作成者、出版者、出版日、版、コード、URL）⁶、収集方法（送信、送付、自動収集）⁷は、現行制度を踏襲する。
- 市場において DRM が付された状態で流通している場合でも、DRM が付されていない状態のファイルを収集する。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合は、代表的なバージョンを優先的に収集する。

(2) 収集除外

- 収集除外となる条件（機密扱い及び簡易なもの、納本済資料と同一版面である旨の申出を受け確認したもの、長期間にわたり利用可能であり消去されないと認められるもの等）⁸は、現行制度を踏襲する。
- 営利企業で構成する組織が運営するリポジトリを収集除外と認める際は、長期継続性、

¹ インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報（電子書籍・電子雑誌等）

² 平成 24 年館法一部改正法附則第 2 条、規程第 5 条

³ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/conclusion.html>

⁴ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項

⁵ 告示第 3 項

⁶ 告示第 4 項

⁷ 館法第 25 条の 4 第 2 項第 1 号、規程第 2 条

⁸ 館法第 25 条の 4 第 1 項及び第 2 項、規程第 1 条及び第 3 条

利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携について覚書等により担保する。

- 収集除外リポジトリとのメタデータ連携は、国立国会図書館サーチ（国内の資料を幅広く対象とする統合的検索サービス）による外部連携の一環として行う。
- 収集除外リポジトリについては、他の外部データベースと同様、必要に応じて利用権契約を締結する。

(3) 利用

- 現行制度や任意提供により収集済みのオンライン資料と同様、国立国会図書館デジタルコレクションによる館内限定公開とし、更に有償等オンライン資料については同時閲覧制御を行う。ただし、権利者の許諾が得られる場合には、インターネットで公開し広く利用可能とする。
- 複写についても、現行制度や任意提供により収集済みのオンライン資料と同様に取り扱う⁹。

(4) 補償その他

- 現行制度と同様、記録媒体に格納して収集する場合の媒体費用と送料を補償する¹⁰。
- オンライン資料の受入証明及び提供者自らの求めに応じる場合等、権利者の許諾を得ていることを条件とした無償の電子的複製提供（データバックアップ機能）の実施に向けて、引き続き検討する。
- 収集済みのオンライン資料と同様、リンクリゾルバ機能等により、販売サイトを含めた本文情報へのナビゲートを行う。
- 著作権者や発行者を始めとする関係する権利者の御理解・御協力を得られるよう、制度の趣旨や具体的な収集実務について、丁寧な説明を行う。

2. 想定スケジュール

○ 令和3年度

- 制度の詳細設計及び運用調整
- 関係法規整備に向けた準備

○ 令和4年度

- 関係法規整備
- 周知及び収集除外手続等の期間
- 全面的な制度収集開始（令和5年1月）

⁹ オンライン資料の館内におけるプリントアウト及び遠隔複写は、提供に向けて検討中。

¹⁰ 館法第25条の4第4項、規程第4条、告示第1項

第 34 回納本制度審議会議事録

日 時： 令和 3 年 3 月 25 日（木）14 時 00 分～15 時 00 分
場 所： Web 会議システムによるリモート開催
出席者： 斎藤誠会長、福井健策会長代理、植村八潮委員、江草貞治委員、遠藤薫委員、奥邨弘司委員、小野寺優委員、重村博文委員、永江朗委員、根本彰委員、堀内丸恵委員、佐々木隆一専門委員、樋口清一専門委員

会次第：

1. オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過及び報告書について
2. 納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（案）について
3. 今後の日程について

配付資料：

- （資料 1）所属委員・専門委員名簿
- （資料 2）令和 2 年度第 4 回オンライン資料の補償に関する委員会における審議の概要について
- （資料 3）令和 2 年度第 5 回オンライン資料の補償に関する委員会における審議の概要について
- （資料 4）オンライン資料の補償に関する小委員会報告書概要
- （資料 5）オンライン資料の補償に関する小委員会報告書
- （資料 6）納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（案）

- （参考資料 1）第 33 回納本制度審議会議事録
- （参考資料 2）国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図
- （参考資料 3）有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について
- （参考資料 4）国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （参考資料 5）納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 6）納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （参考資料 7）国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 8）国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （参考資料 9）国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

【開会】

会長：定刻となりましたので、第 34 回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいまして、誠にありがとうございます。

本日は現在のところ 15 名の委員中 11 名の方々に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。また、専門委員各位にも御出席いただいております。それでは初めに、事務局から、配付資料の説明をお願いします。

事務局：〔配付資料について説明〕

また、議事の進行に関しお願いがございます。御発言の際は、ミュート解除してからお話しいただき、御発言が終わりましたら、その都度、ミュートにさせていただくようお願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議を録画させていただいております。どうぞ御了承ください。以上です。

【会次第 1 オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過及び報告書について】

会長：それでは、会次第 1 に入ります。オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過及び報告書について、小委員長から報告があります。小委員長、よろしく申し上げます。

委員：御報告いたします。前回の審議会以降、2月17日に令和2年度第4回オンライン小委員会、3月5日に第5回オンライン小委員会を開催しました。審議の概要は、第4回については資料2、第5回については資料3にまとめてあります。いずれも、オンライン資料の補償に関する小委員会報告書の取りまとめについて審議を行ったもので、この後、報告書の内容を御説明する中で、小委員会で議論になった点についても御紹介することにいたします。まずは、報告書の前提となる事項について、事務局から説明してもらいます。

事務局：事務局から御説明いたします。

参考資料2、通しページ75の「国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図」を御覧ください。この図は、制度に基づく資料収集全体のイメージ図となっており、同様の図が既に当館のHPにも掲載されております。こちらに沿って、制度収集の全体像、報告書の背景、スコープ等について御説明させていただきます。

まず、左側の黄色い部分、有形の資料につきましては、昭和23年の当館創設以来運用しております納本制度に基づいて、図書・逐次刊行物相当の伝統的な出版物を、官民の区別を問わず収集しております。その後、CD、DVD等の有形であるパッケージ系電子出版物も、平成11年に頂戴した納本制度調査会の答申に基づき、平成12年度から収集対象といたしました。

続きまして、右上の青い部分、公的機関が発行する無形のもの、いわゆる電子情報につきましては、平成16年答申を受け、全ての公的機関を対象として、オンライン資料を含むウェブサイト全体を定期的に収集する「インターネット資料収集制度」を平成22年から開始いたしました。

一方、右下の民間発行の無形のものにつきましては、平成22年答申において、図書・逐次刊行物に相当するもの、赤い点線で囲った部分をオンライン資料とし、これらに限定したうえで、民間発行のオンライン資料、赤い枠線で囲った部分を包括的に収集する制度を設けることが適当であることが示されました。その後、平成23年に「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問がなされました。これに対して、平成24年中間答申において、オンライン資料を有償・無償、DRMの有無で4種類に区分し、A群についてはファイル本体や提供に係る手続費用について補償は不要、記録媒体に格納して郵送する場合についてのみ記録媒体と郵送費用を補償するのが妥当であるが、B・C・D群の有償等オンライン資料については引き続き調査審議が必要である、とされました。これを受けて、平成25年7月から、オンライン資料収集制度、eデポを開始いたしました。当面は民間発行の無償かつDRMなしのオンライン資料、A群のものに限って収集することとし、B・C・D群は免除、ということとなっております。

今回の報告書は、先ほど申し上げた平成23年の諮問に対する小委員会の調査審議の結果として、このB・C・D群の有償等オンライン資料について、収集や補償の在り方に結論を出したものであります。

なお、制度に基づく収集以外にも、購入や寄贈等の手段によって選択的に収集している資料がございます。左下の「参考」という囲みに例示いたしました。古典籍や政治史料等のいわゆる出版物以外のもの、外国で発行されたもの、民間発行のウェブサイトのうち特定の主題に関するもので許諾が得られたもの、現行では提供免除となっている有償オンライン資料のうち許諾が得られたもの、等であります。本案件には直接的には関係ありませんが、制度に基づかない手段でも資料を収集しているという実態について、御参考として申し添えます。以上です。

委員：ありがとうございました。それでは、小委員会報告書の内容について御説明いたします。報告書本体は資料 5、通しページ 8 からですが、大部ですので、概要をまとめた資料に沿って御説明いたします。資料 4、通しページ 7、「オンライン資料の補償に関する小委員会報告書の概要」を御覧ください。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、諮問された内容は「オンライン資料の収集に当たって補償すべき費用について」であります。しかし、その前提となる収集対象や収集されたものの利用方法について、どのように考えるかを明らかにする必要があります。このため、報告書では、収集対象、収集除外される場合、その後の利用等の観点について、前回審議会で確認されました課題整理の方向性に沿ってまとめた上で、最後に補償について結論を述べる形としました。

まず、収集対象についてです。現行法では、特定のコードが付与されたもの、又は特定のフォーマットで作成されたものを収集対象として規定しております。これは、収集すべきオンライン資料、すなわち「図書又は逐次刊行物に相当するもの」の外縁を一義的に確定するのは容易ではないところ、制度収集の現実的な運用や実効性の担保にも鑑みて外形的な基準を設けたものです。有償等オンライン資料についてもこれが踏襲されます。この点は、小委員会において非常に活発に意見が交わされました。例えば、ニュースサイトやウェブマガジンのコンテンツのように、内容的には冊子体の「図書又は逐次刊行物」に近いものであっても、外形基準に合致しないと収集対象にはなりません。しかし、出版流通状況の変化によって様々な形のコンテンツの存在が考えられますので、収集すべき「図書又は逐次刊行物に相当するもの」を適切に捕捉できるよう、外形基準を不断に見直すことが重要であることを明記しました。なお、小委員会における議論の中で、オンライン資料の定義内の話ではなく、その定義から外れる「図書又は逐次刊行物に相当するもの」以外のオンラインコンテンツの収集についても、今回の諮問の範囲ではないものの、重要な課題であろうという御指摘が出ましたことを御紹介いたします。また、市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRM が付されていない状態のファイルを収集すべきである、そして、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合、代表的バージョンを優先的に収集する運用が考えられるということも記載しました。この優先的に収集すべきバージョンの具体的な選定基準については、報告書の末尾に補論(1)としてまとめました。

続きまして、収集除外についてです。現行制度において、「文化財の蓄積及びその利用に資する」という収集目的の達成に支障がない場合に収集対象から除外することが認められておりますが、これを有償等オンライン資料に適用する際には注意すべき点があります。具体的にはリポジトリの認定についてです。これについても、小委員会において極めて活発に意見が交わされました。現行制度では、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は収集対象から除かれるものとされております。これは主に、学術研究機関が運営するリポジトリに収録されているコンテンツを想定しております。しかし、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリに収録されているコンテンツについても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性があります。ただし、安

易に拡張を認めると、単なる「収集逃れ」を誘発してしまいますので、そのリポジトリの長期継続性、公衆による利用の担保、コンテンツの保全の観点で予め確認するとともに、仮にリポジトリ自体が運営を停止するような場合、あるいは、何らかの理由で個別コンテンツの配信を停止する場合には、国立国会図書館や他のリポジトリに対して、コンテンツが確実に引き継がれるように、そして、収集対象から除かれる場合であってもメタデータ連携が確実に行われるように、覚書等で担保する必要があります。これについては、小委員会における議論の中で、リポジトリを認定する基準と、認定に際して締結すべき国立国会図書館との覚書等の標準的記載事項を、報告書の中に盛り込むべきであるということになり、報告書の末尾に補論(2)(3)としてまとめました。

次に収集されたコンテンツの利用等についてです。有形の図書館資料と同等の利用形態、すなわち、同時アクセスを防いだ上で国立国会図書館の施設内においてのみ閲覧可能とするならば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められず、また、著作権法で認められる範囲内でのプリントアウトも特段問題はありません。ただし、出版業界には、将来における利用の拡大、特に、外部への送信を伴う利活用に対する根強い懸念や不安があります。そのため、関係する権利者の利益保護への配慮が必要となります。しかし他方では、許諾を得られた資料についてはインターネットで公開する等、一般利用者のニーズに応えるような利便性の向上についても、当然、配慮が必要となります。そして、利便性向上の一環とも言えますが、有形・無形を問わずに日本国内で発行された出版物を統合的に検索する仕組みやアクセシビリティへの配慮も必要となります。

最後に、本題である補償についてです。これも、前回審議会で確認されました課題整理の方向性に沿った結論になっております。

まず、ファイル本体については、それを提供するための複製に係る費用は軽微であり、有形の図書館資料と同等の利用形態を前提とするならば、利用による特別な経済的損失は発生しないため、補償は不要と考えました。提供に係る手続費用についても、メタデータの付与や送信に係る作業は、これを仮に最小限に限るという前提であれば軽微であり、また、DRMが付される前のファイル提供を前提とするならばDRM解除に係る特別な作業も発生しないため、補償は不要と結論しました。しかし一方で、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料については、現行制度と同様、補償が必要であるとししました。そして、制度収集の実効性を高めるためには、金銭的補償にこだわるのではなく、政策的補償に相当するインセンティブが必要であることを述べました。例えば、著作の真正性を証明するための国立国会図書館による受入証明や、収集済のデータを提供者自らの求めに応じて無償で提供するようなデータバックアップ機能、そして、統合的検索サービスの検索結果から販売サイトを含めた本文情報へのナビゲート機能、これらは、現代的なインセンティブとして大いに期待されるものであります。

なお、報告書本体の「はじめに」においては、電子書店の廃業に伴い電子出版物の閲覧ができなくなる等「オンライン資料の散逸・消滅」という新たな課題が情報社会で生じている状況に言及しました。また、「おわりに」においては、国立国会図書館に求められる役割について記載しました。知の収集と未来への継承を中核とする文化の発展は、創作者、出版社、読者、図書館その他の多くの欠くべからざる関係者の不断の努力と協力によってのみ達成されるものであることを最後に述べております。これはおそらく多くの小委員会委員の共通の思いではないかと思えます。

以上、小委員会報告書の内容について、小委員会の議論の様子にも触れながら御説明いたしました。

会長：ありがとうございました。事務局から何か補足説明がありましたら、お願いいた

します。

収集書誌部長：事務局から、第5回オンライン小委員会の議事内容について、補足で御説明いたします。資料3、第5回オンライン小委員会議事要録のうち、通しページ6、議事概要「②その他」に記録があるオンライン資料の定義に関することです。平成22年の納本制度審議会答申では、国立国会図書館に対してオンライン資料を提供する義務を負う者について、オンライン資料を「広く公衆に利用可能とした者」とし、また、国立国会図書館館法第25条の4においては、「公衆」に利用可能とされたオンライン資料を収集対象と規定しておりますが、この、「公衆」の指す範囲についてです。著作権法においては「公衆」には「特定かつ多数の者を含む」と明示されておりますが、実は、館法では明示されておられません。この度、有償等オンライン資料収集に向けて当館内で検討する過程において、館法における「公衆」の定義を明確化した方がよいだろうということになりました。仮に、「公衆」の範囲に特定多数の者を含めないものと解すると、資格審査を経て利用可能となる会員限定のオンライン資料（学協会の会員限定資料、特定職種限定資料等）が収集できないことになり、有体物の資料を対象とした納本制度において特定多数向けの資料も収集対象としていることとのバランスを欠くことになってしまいます。また、納本制度審議会やオンライン小委員会においても、納本制度で収集していた有体物が無体物として流通するようになり、それをいかにして収集すべきかを御議論いただいたもので、特定多数向けの資料も、当然、収集対象に含む前提であったと理解しております。この特定多数向けの資料で問題となるのは、公開されては困る内部情報に当たるような資料なわけですが、館法上は機密情報に該当するものを収集の対象から除くということを明記しておりますので、この点について心配はないものと思います。このようなことを踏まえまして、第5回オンライン小委員会において、改めて、念のため、「特定かつ多数の者」に向けて利用可能とされたオンライン資料も国立国会図書館として収集すべきであるということを確認させていただきました。以上です。

会長：ありがとうございます。それでは、ただいま御報告のありました小委員会の審議経過及び報告書の内容について、何か御質問や御意見はありますか。

委員：一点事務局に質問と、もう一点は、先ほどの小委員長のコメントに補足意見です。一点目の質問ですが、最初に事務局から説明がありましたように、平成11年度から始まって、デジタルコンテンツをどのように国会図書館で収集していくかということを検討して、かなり綿密な検討をした結果、最後に残されたものを今回ここで決定したというふうに私は理解しております。先ほど75頁の参考資料2にありましたが、最初、狭い意味での納本制度から始まって、どんどん広げていって、国会図書館がネット上のものまで含めてかなり広い範囲のものに対応しようとしてきて、A,B,C,Dという図がありましたが、これまでAまで対応していたところ、B,C,Dまで広げたわけです。これの持つ意味は非常に大きくて、DRMがあってもかつ有償で提供している、要するに普通の商業的な電子書籍をこの制度の対象にしようとするわけです。DRMを外してくれということもあるし、それから、基本的にオンラインで納本する場合には補償はないとしています。民間の事業者の方々の負担に対しては、最後の方でインセンティブという話がありましたけれども、こういうことがきちんと理解され、実行されればある種のインセンティブにはなるかと思うのですが、今のところなかなかそこまでの理解が進むかどうか非常に疑問な感じもします。事務局に質問したいのは、広報とか、今後どのように周知徹底させるか、どのように進める考えなのかというあたりがよくわからないので、そこについて御説明いただければと思います。特に、電子書籍の提供はプラットフォームの上で、例えばアマゾンのキンドルみたいなところで

提供しているものが多いところ、納本の義務は出版者にあるということになっていると思うので、個々の出版社にどういう形でお知らせして、納本してもらうかということについて、お聞きできればと思います。

会長：ではまずは今の点、事務局からいかがでしょうか。今後の広報を、特に電子書籍の出版者に対してどのように進めていくかですが。

事務局：事務局からお答えいたします。今後の広報につきましては、こういう時代でもありますので、ウェブを通じて広く出版者の方々に広報するというところを行って行く一方、出版者の方々がお集まりになるような場をとらえまして、その場で御説明をさせていただくことも考えております。今日この場に御出席いただいております日本書籍出版協会様や日本雑誌協会様の御協力を得て、大会等ございましたら、少しお時間を頂戴して、このような制度が始まりますということを広報していきたいと考えております。また、この後法律が出来まして、実際の施行に至るまでに周知期間を設ける想定です。半年程度かと考えておりますが、その間につきましても、今言ったようなこと以外でも何かできることがあれば、広く広報をしていきたいと考えております。

委員：はい、わかりました。極めて重要なことだと思いますので、ぜひしっかりとやっていただければと思います。昭和 23 年に国会図書館法が始まって納本制度が作られた時と同じような状況があるのではないかと思います。そういう意味で、結構大変ではないかなという気がしますので、お聞きいたしました。

もう一点ですが、先ほど小委員長からお話しがございましたが、今回、オンライン資料の納本ということで議論したわけですが、そこに該当しないものについて、これは私が申し上げたのですが、オンライン資料というのは本来の納本制度の中で、お手元の資料 81 頁に国立国会図書館法の条文がありますが、24 条のところ、図書から始まって小冊子、逐次刊行物等とあって楽譜、地図、映画フィルム、蓄音機用レコードとか並んでいるわけですね。これが狭い意味での納本制度の対象で、現物資料ということだと思います。私もちゃんと理解していなかったのですが、色々伺い、自分でも考えてみて、なるほどこの中でオンライン資料というのは 1 号と 3 号の電子版を、特にネット上にあるものを収集できるようにしたということでありまして。ここは図書館という意味では一番中心になるからそのようにしてきたわけですが、本来納本制度の対象は 1 号から 9 号までであって、9 号についてはパッケージ系の電子資料なので別においておくとして、1 号から 8 号までの中で、こういうものがやはり先ほどの図でいえば参考資料 2 でいうとウェブサイト情報と書いてあるところ、A,B,C,D の隣の隙間になっている部分に該当するものがいろいろあると。この中に納本資料に該当するものが本来はあるのだろうけど、とりあえずオンライン資料から始めたというところだと思います。ウェブサイト情報は後回しにしているし、非常に把握し難いわけですが、今、デジタル庁ができるということもあり、こういうネット上のコンテンツをきちんと扱えるところは著作権法の関係と納本制度というこの 2 つが中心になるのではないかと思います。ウェブサイト情報を今後どういう風にしていくのかについて、何らかの検討がいずれ必要になるのではないかと思いますので、意見を申し上げます。

ついでながらもう一点申し上げれば、納本という言葉や、先ほどの 1 号から 8 号までの用語そのものが非常に古臭いわけですね、「蓄音機用レコード」とか。この条文そのものがどうなのか、そもそもこういうデジタル情報がネットワークでやりとりされる状況の中で、納本制度という言葉、あるいは我々の役割がどういうところにあるのかも含めて、今後検討が必要なのではないかと思ひまして、発言させていただいたわけですね。文化財の収集蓄積というのが本来の目的でありますので、そこで文化財が何

であるかということをもう一度考える必要があるかと思えます。別にこの場での議論は必要ないのですが、一応そういうことを発言させていただきました。以上です。

会長：どうもありがとうございました。今後の課題に向けての非常に重要な御指摘であったと受け止めております。せっかくですので、今の御意見に関することでも、他の委員の方々、小委員長を含めて、何かございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。非常に重要な課題でありまして、75頁の図にもありますように、収集対象になっていない部分は、今後、分量的にも質的にも大きくなっていくと思えますし、館法自体の条文の文言等も非常に古いものが残っていて、それも長期的には考えていかなければならないものであると、私も考えるところであります。

それでは、小委員長からの報告につきまして、その他何か御質問・御意見ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、小委員会報告書の内容につきまして当審議会として了承し、これを答申案として審議したいと思えますが、それで御異議ございませんか。

[異議の声なし]

それでは、そのように取り扱います。小委員会所属の委員、専門委員の皆様には、長きにわたり非常に充実した検討を行っていただき、誠にありがとうございました。

あわせて、先ほど事務局から補足説明のありました「公衆」の解釈について、繰り返しますと、特定多数の者を対象としたものについても含む、例えば学会員限定のオンラインにおける刊行物というようなものも含むという解釈です。国立国会図書館が何を収集すべきかという観点からしますと、当然、機密情報に該当しない限りという条件は付きますが、特定多数向けのオンライン資料も収集対象にすべきであろうと考えます。この点も特に異論はございませんか。

[異議の声なし]

よろしいですか。それでは、この点、事務局からの補足説明についても、当審議会として確認したということにいたします。

【会次第2 納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」(案) について】

会長：それでは続きまして会次第の2、納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」(案) についてです。先ほど、オンライン資料の補償に関する小委員会の報告を審議会として了承いたしました。この小委員会報告書の内容を踏まえまして、事務局に審議会としての答申(案)を作成してもらいました。まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局から御説明いたします。資料6、通しページ33を御覧ください。答申(案)の内容は、小委員会の報告書とほぼ同一ですが、「小委員会の報告書」という趣旨の記載を、全て「審議会の答申」を表す記載に置き換えまして、全体的に、体裁を答申の形式に整えております。その他の本文の記述、内容等については、小委員会報告書と変更はございません。答申(案)についての説明は、以上です。

会長：ありがとうございました。何か御意見・御質問等はございますか。小委員会報告につきましてさきほど御了承いただいて、特にそこでも小委員会案に対する変更の御

意見は出ておりませんので、小委員会報告に基づいた答申案についても特段問題ないと私としても考えますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、お手元の審議会答申案に本日の審議経過を加筆のうえ、本日付けで納本制度審議会答申を決定することによろしくございますね。

〔異議の声なし〕

会長：ありがとうございました。御異議がないようですのでこれを納本制度審議会の答申として決定いたしました。

納本制度審議会答申は、後ほど、国立国会図書館長に提出いたします。委員・専門委員の皆様には、長きにわたり真摯に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。ここで、吉永館長から、一言御挨拶があるそうです。ただいま会議に参加されます。

〔館長・副館長参加〕

館長：国立国会図書館長の吉永でございます。お許しを得まして、一言、御挨拶させていただきます。納本制度審議会の委員、専門委員の皆様には、日頃から、納本制度等の改善及び適正な運用のために御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

ちょうど10年前のことになりますが、平成23年9月に諮問いたしました「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」につきまして、ただいま、納本制度審議会の答申を御決定いただきました。

まずは、ここに至るまでの、斎藤誠会長、中山信弘前会長をはじめとする歴代の委員、専門委員の皆様のお尽力に深く感謝申し上げます。特に、この諮問に対する調査審議のために設置された「オンライン資料の補償に関する小委員会」におきましては、福井健策小委員長をはじめ、委員、専門委員の皆様には大変お忙しい中を長きにわたり熱心に御審議いただきました。重ねて御礼申し上げます。

国立国会図書館では、今回の答申に先立つ平成22年の答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」及び平成24年の中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を得まして、平成25年7月から、無償かつ技術的な制限がない状態で配信されるオンライン資料の制度的収集を行ってまいりました。

一方で、有償又は技術的な制限がある状態で配信されるオンライン資料は、当分の間、収集の対象から除かれるものとされております。我が国の文化的資産を蓄積し、国政審議に資するとともに広く国民の皆様にお知らせするサービスを提供するという当館の使命からすれば、それらについても、制度に基づく安定的な収集を行うことが求められるものであり、当館にとって解決すべき大きな課題でございました。

本日、納本制度審議会からの答申を得まして、オンライン資料を全面的に収集する制度の構築に向けて、全力を尽くす所存でございます。出版界や著作者等、関係する権利者の皆様にも、御理解と御協力を得られるよう、努めて参りたいと存じます。納本制度審議会の委員、専門委員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

会長：吉永館長、ありがとうございました。吉永館長は、ここで会議から退出されます。

〔館長・副館長退出〕

【会次第3 今後の日程】

会長：それでは会次第3、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

収集書誌部長：今後の日程につきまして御説明いたします。

まず、納本制度審議会答申をまとめていただき、誠にありがとうございました。長きにわたり御議論いただきましたことに、私からも重ねて御礼申し上げます。頂戴しました答申の内容は、準備が整い次第、国立国会図書館のウェブサイト上で公開させていただきます。公開に際しては、プレスリリースも行う予定でございます。早ければ明日にもプレスリリースのうえ公開することとし、状況については委員の皆様へ御連絡差し上げますので、恐縮ですが、それまでは答申に関する情報の発信を控えていただくようお願い申し上げます。速やかに準備をいたします。

今後につきましては、この答申の内容を踏まえる形で、有償等オンライン資料の収集に向けた制度設計を加速させ、法規の整備、運用の調整を行うとともに、特に発行者・著作者を始めとする権利者の皆様には、制度の趣旨について御理解・御協力をいただけるよう、丁寧に説明して参りたいと存じます。制度化に向けた進捗状況につきましては、引き続き、納本制度審議会において御報告させていただきます。

なお、第11期納本制度審議会の任期は、本年6月末までとなっております。今のところ、近いうちに審議会を開催する予定はございません。委員・専門委員の皆様には、2年にわたり真摯に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、御指導・御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

会長：ありがとうございました。ただ今の説明、プレスリリースも含めた今後の日程につきまして、何か御質問等がありますか。

委員：質問ではないのですが、よろしいでしょうか。

会長：はい、どうぞ。

委員：ただいまの御説明、ありがとうございました。全て承知いたしました。配付資料の中に、通し番号でいうと60頁から、調査審議の経過がまとめられています。このうち通し番号の63頁以降に、歴代の委員の方々のお名前が並んでいる頁があります。お話しを伺いながら、この頁を眺めてお一人お一人の顔を思い浮かべておりました。私自身は、中山前会長の下で、2009年から委員を務めさせていただき、2011年から小委員会の委員長を務めさせていただきました。本来は、もっと早くにこの宿題を果たしているべきところ、私の力不足によって、結局小委員長を10年務めさせていただくことになりました。今回出した結論には、まだまだこの先、実務という本当の御苦勞が、事務局や出版界の皆様には横たわっているだろうと思いますが、ここまでたどり着けたのは、本当に各委員の皆様はもちろんですが、事務局の皆様の大変な御努力と忍耐、それから出版界、有識者の皆様等の粘り強い交渉があつたことだと思います。そのことについて最後に御礼を申し上げ、また、最大限の敬意を表したいと思います。

ただ、今日も御指摘がありましたけれども、国会図書館の役割や、人類の文化資産を未来に残していくということの意味とその射程という問題は、おそらくこれからも考え続けるべきことだろうと思いますので、それを次期以降の皆様へ託しまして、最後の御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。私からも特に福井小委員長のこれまでの御尽力に対し

まして、厚く御礼を申し上げます。他に、今後の日程等について、よろしいでしょうか。そうしましたら予定されている議題や報告は以上で終了いたしました。

この際、今後の課題、答申からの色々な制度設計に向けて、あるいはその他でも結構ですが、何かございましたらどうぞ。よろしいですか。ごさいませんね。

【閉会】

会長：それでは、以上をもちまして、第34回納本制度審議会の会次第は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。緊急事態宣言は解除されましたが、首都圏を中心になかなか落ち着かない状況が続いておりますので、何よりも皆様の引き続きの御健勝をお祈りいたします。どうもありがとうございました。

(15時終了)

納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について」の概要

納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の概要は、以下のとおりである。

1 収集対象

- 収集対象となる有償等オンライン資料を規定するための外形基準は現行制度を踏襲するが¹、オンライン資料全般について出版流通状況の変化等に応じて不断に見直すことが重要である。
- 市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRM が付されていない状態のファイルを収集する。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合、代表的バージョンを優先的に収集する運用が考えられる。

2 収集除外

- 営利企業で構成される組織が運営するリポジトリを、国立国会図書館法その他の適用法規の定めるところにより収集対象から除くことができるもの²と認定するには、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携についても覚書等により担保する必要がある。

3 利用等

- 有形の図書館資料と同等の利用（同時アクセス制御のうえ館内閲覧、著作権法で認められる範囲内のプリントアウト）であれば、出版ビジネスの阻害や権利侵害には当たらない。
- 出版業界には、将来的な利用拡大、特に外部送信に対する懸念や不安がある。
- 関係する権利者の利益保護と一般利用者の利便性向上という両面への配慮が必要である。
- 有形・無形を問わずに日本国内で発行された出版物を統合的に検索する仕組みやアクセシビリティへの配慮が必要である。

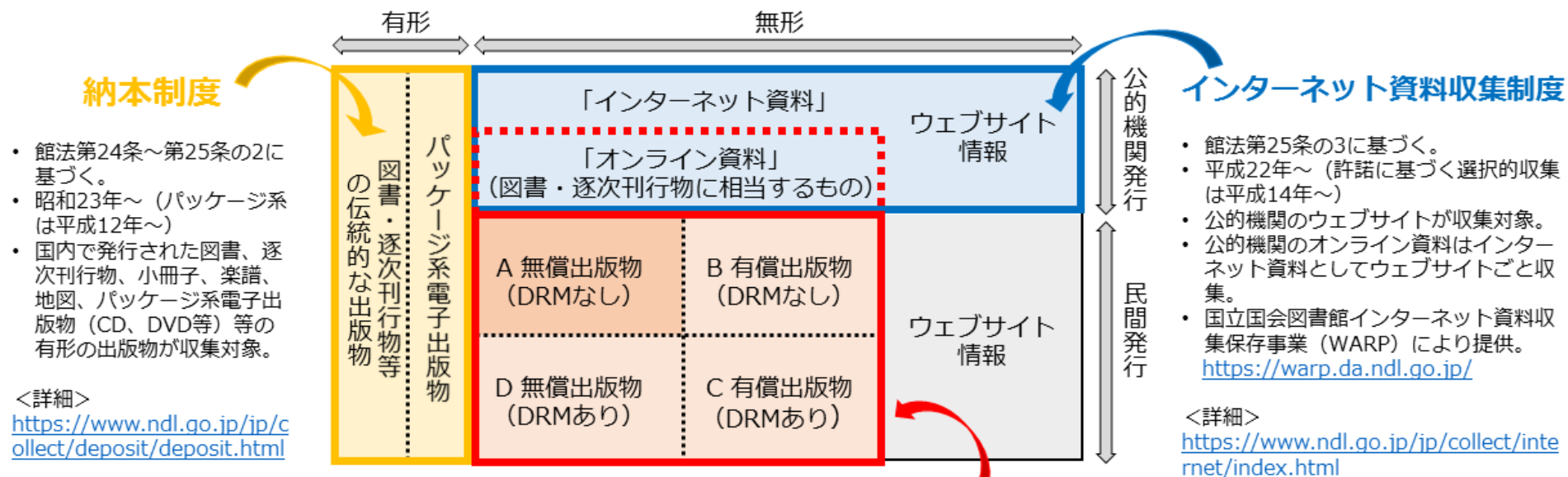
4 補償

- ファイル本体について、提供するための複製費用は軽微であり、また、有形の図書館資料と同等の利用を前提とすれば特別な経済的損失は発生しないため、補償を要しない。
- 提供に係る手続費用についても、最小限の作業（メタデータ付与、送信等）に限れば軽微であり、また、DRM が付される前のファイル提供を前提とすれば DRM 解除に係る特別な作業は発生しないため、補償を要しない。
- 記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料については、補償が必要である。
- 制度収集の実効性を高めるためには、金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブが必要である。著作の真正性の証明、データバックアップ機能、統合的検索サービスから本文情報へのナビゲートがインセンティブとして期待される。

¹ 特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを、収集対象としている。

² 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし、特段の事情なく消去されないと認められるものは、収集対象から除かれる。また、機密扱いのもの、簡易なもの、既に収集済のオンライン資料と内容に増減・変更がないもの、申込み・承諾等の事務が目的であるもの、紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があったもの（申出があり、確認された場合のみ）も、収集対象から除かれる。

<国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図>



納本制度

- 館法第24条～第25条の2に基づく。
- 昭和23年～（パッケージ系は平成12年～）
- 国内で発行された図書、逐次刊行物、小冊子、楽譜、地図、パッケージ系電子出版物（CD、DVD等）等の有形の出版物が収集対象。

<詳細>
<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/deposit.html>

インターネット資料収集制度

- 館法第25条の3に基づく。
- 平成22年～（許諾に基づく選択的収集は平成14年～）
- 公的機関のウェブサイトが収集対象。
- 公的機関のオンライン資料はインターネット資料としてウェブサイトごと収集。
- 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により提供。
<https://warp.da.ndl.go.jp/>

<詳細>
<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/internet/index.html>

<参考>

制度に基づく収集以外にも、購入や寄贈等の手段により選択的に収集している。
 例)

- 古典籍、政治史料、外国で発行された資料等
- 民間のウェブサイト（公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント関連、東日本大震災関連等のウェブサイトを中心に許諾が得られたものを収集し、WARPにより提供）
- 有償オンライン資料（学協会のオンライン資料を中心に許諾が得られたものを収集し、国立国会図書館デジタルコレクションにより提供）

オンライン資料収集制度（eデポ）

- 館法第25条の4に基づく。
- 平成25年～
- 民間発行の電子書籍・電子雑誌等が収集対象。
- 現在は、無償かつDRMなし（A群）に限って収集。
- 今回の答申は、有償又はDRMあり（B,C,D群）について、収集や補償の在り方に結論を出したものの。
- 国立国会図書館デジタルコレクションにより提供。
<https://dl.ndl.go.jp/>

<詳細>
<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/online/index.html>

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正	昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
同	三十年	一月二十八日	同 第三号
平成	六年	七月	一日 同 第八十二号
同	十一年	四月	七日 同 第三十一号
同	十二年	四月	七日 同 第三十七号
同	十四年	三月三十一日	同 第六号
同	十六年	十二月	一日 同 第四百四十五号
同	十七年	四月	十三日 同 第二十七号
同	十七年	七月	六日 同 八十二号
同	十七年	十月二十一日	同 百二号
同	十九年	三月三十一日	同 十号
同	十九年	三月三十一日	同 十六号
同	十九年	六月	六日 同 七十六号
同	十九年	六月	十三日 同 八十二号
同	十九年	六月二十七日	同 百号
同	二十年	四月二十五日	同 二十号
同	二十一年	三月三十一日	同 十号
同	二十一年	七月	十日 同 七十三号
同	二十三年	五月	二日 同 三十九号
同	二十四年	六月二十二日	同 三十二号
同	二十六年	五月二十一日	同 四十号
同	二十八年	五月十八日	同 四十号
同	二十八年	十一月二十八日	同 八十九号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の

いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一

項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日か

ら三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対して科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知

覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供することができ、この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認められた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)
附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)
2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)
附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」
2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平

成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで
- の間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項
- 二〇八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規

定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規

定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ

ン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

別表第二（第二十四条の二関係）

日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五百零八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
	同 二十七年六月	九日同 第一号
	同 二十八年五月三十一日同	第二号
	同 二十九年六月	一日同 第一号
	同 三十年五月	三十日同 第二号
令和	元年七月	一日同 第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円
- 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇三〇五で定

める国際標準図書番号

二 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- 一 PDF方式
- 二 EPUB方式
- 三 DAISY方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 一 題名
- 二 作成者
- 三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- 五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- 六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報
- 七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコ

ルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースローケーター

(規程第二条第二号の記録媒体)

- 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号)

1 本件は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。